

よくあるご質問

Q1 誰に相談するのが良いのでしょうか？
専門家を紹介してもらえますか？

A 遺言書の書き方、手続きなどには法的な決まりが存在します。そのため、弁護士、税理士、司法書士など専門家への相談をお勧めしております。日本骨髄バンクからのご案内も可能ですのでご検討ください。

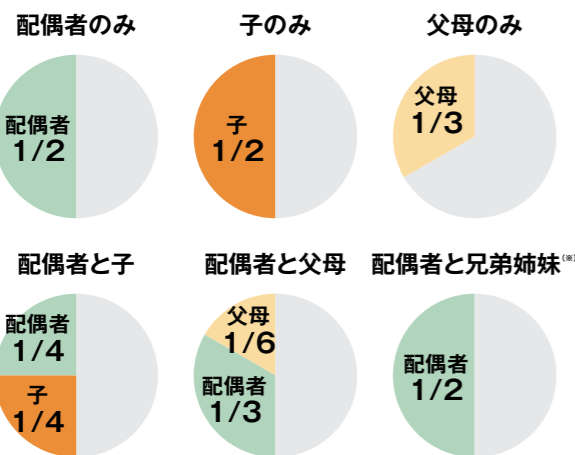
Q2 いくらから遺贈寄付を受け付けていますか？

A 遺贈は大きな金額でないといけない、というイメージを持たれることが多くありますが、金額の多寡は関係ありません。例えば、金額を10万円に指定する、現金のうち何割かを遺贈する、などの指定が可能です。

Q3 遺留分とは
なんですか？

A 「遺留分」とは、法定相続人(兄弟姉妹以外)に最低限保障された遺産の取り分です。遺留分を侵害すると相続人より「遺留分侵害額請求」が発生する可能性があります。遺贈寄付をスムーズに行うには遺留分に配慮した財産配分が大切です。

遺留分割合の具体例



※兄弟姉妹に遺留分はありません

Q4 不動産など金銭以外で
遺贈できますか？

A 不動産や株式などの有価証券につきましては、ご指定の遺言執行者に換価・換金してもらう旨を予め遺言書で定めていただき、できるだけ金銭による遺贈をお願いしております。事情により金銭以外での遺贈を希望される場合は、事前に日本骨髄バンクへご相談ください。

Q5 遺言書の書き直しは
できますか？

A 遺言書の方式を問わず、撤回や書き直しは自由です。公正証書で作成した遺言を自筆証書遺言で撤回することもできますし、その逆も可能です。法律では、「前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。」と規定されており、後の日付のものが有効となります。自筆証書遺言書保管制度を利用した場合や公正証書で作成した場合は、念の為手続きについて専門家や公証役場に確認することをおすすめします。

公益財団法人 日本骨髄バンク お問い合わせ窓口

TEL. 0120-377-4655 受付時間 平日9:00~17:30

※個人情報は資料ご請求時のパンフレット送付にのみ活用いたします
<https://www.jmdp.or.jp/policy.html>

日本骨髄バンク 寄付

検索

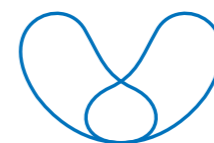
遺贈以外のご寄付はこちらからお申し込みください

日本骨髄バンクでは、遺贈以外のご寄付もお待ちしております。ご寄付の方法は多数ございますので、詳しくは右の二次元コードからご覧ください。



遺贈寄付を ご検討の方へ

希望する全ての人が、最適な時期に、
最良のドナーからの移植を受けられる社会に



日本骨髄バンク

公益財団法人日本骨髄バンク

移植を希望する全ての人々が、最適な時期に、最良のドナーからの移植を受けられる社会に

日本骨髄(こつずい)バンクは、白血病などの血液疾患によって「骨髄移植」などが必要な患者さんと、それを提供するドナーをつなぐことを公的に認められた、日本で唯一の公益財団法人です。



1歳のとき、骨髄バンクのドナーから移植を受けて元気になりました。宮島梨花さん

累計移植実績

2024年6月末現在

28,731例

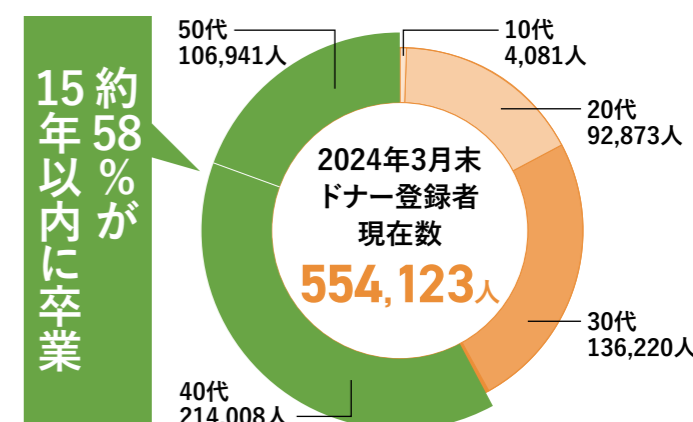
- 1991年12月18日 … 骨髄バンク事業主体として厚生労働大臣から設立許可され、骨髄移植推進財団(現:日本骨髄バンク)発足
- 1992年1月 … ドナー登録受付開始
- 1993年1月 … 骨髄移植第1例実施
- 1997年4月 … 海外骨髄バンクとの国際提携開始
- 1998年8月 … ドナー登録者10万人到達
- 2005年3月 … ドナー登録年齢の下限を20歳から18歳に引き下げ
- 2005年9月 … ドナー登録年齢の上限を51歳から54歳に引き上げ
- 2008年1月 … ドナー登録者数30万人到達
- 2010年10月 … 末梢血幹細胞移植を導入
- 2013年10月 … 「公益財団法人 日本骨髄バンク」に名称変更
- 2019年2月 … ドナー登録者50万人到達

設立以来、私たち日本骨髄バンクは30年以上にわたり患者さんとドナーをつなぐ活動を続けています。

移植を待つ患者さんのうち、約半数程度しか移植できません

15年以内に卒業を迎えるドナー登録者は約58%。ドナー登録者総数が減少に転じる可能性も。

移植が必要な患者さんの新規登録数は毎年2,000人近く。実は、その6割ほどしか移植に至っていません。それは、せっかくドナーとして適合しても、様々な理由で提供に至らないケースが多いからです。社会のドナーへの理解や協力が当たり前になれば、もっと多くの患者さんがドナーに出会えるはずです。



骨髄バンクを必要とする主な疾患

白血病

血液細胞の異常でがん化した血液細胞だけが増え、正常な血液が作られなくなる病気。

再生不良性貧血

血液をつくる細胞の機能が低下し、血液成分が極端に少なくなる病気。

他にも、対象となる疾患が存在し、このうち通常の抗がん剤などの治療では治らない患者さんが、命をつなぐために骨髄バンクを必要としています。

主な疾患の移植後の成績

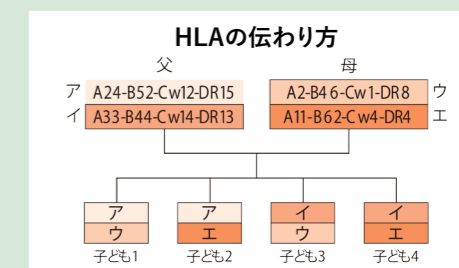
(2012~2021年の非血縁者間骨髄移植例の5年生存率)

	0~15歳	16歳以上
再生不良性貧血	95.1%	74.3%
骨髄異形成症候群	80.3%	46.9%
急性リンパ性白血病	72.2%	61.3%
急性骨髄性白血病	65.5%	49.5%

(出典:一般社団法人日本造血細胞移植データセンター2022年度全国調査報告書 別冊)

奇跡の確率の先にある、患者さんとドナーとの出会い

ドナーが見つかるのは、移植する造血幹細胞のHLA(白血球の型)が、患者さんとドナーとの間で一致する場合のみです。一致する確率は兄弟姉妹で4分の1、他人では数百から数万分の1。また、適合するドナー登録者が見つかって、やむをえない理由によって最終的な提供に至らない場合も多くあります。移植が実現した患者さんとドナーは、奇跡とも呼べる確率でつながってきたのです。



移植経験者の声

みんなの
エピソードは
こちらから



みやじま りんか

宮島 梨花 ちゃん

0歳のとき、若年性骨髄単球性白血病という難病を発症。1歳で骨髄バンクを通じて骨髄移植。貴重な体験をお母様が語ってくださいました。



娘は生後3か月頃に「若年性骨髄単球性白血病」と診断されました。当時、幼い娘を抱きかかえ、家族全員で奈落の底に突き落とされたような思いで涙しました。身内にはHLA適合者が見つからず、2018年夏に日本骨髄バンクに患者登録しました。そして、ひとりのドナーさんのおかげで同年中に移植を迎えることができたのです。移植当日、病院に真っ赤な骨髄液が届いたと聞いた時は、これ

でやっと希望が見えてきたという思いで一杯でした。娘のためにドナーさんは最善を尽くしてくださったと思うと感謝しかありません。生きていることが当たり前ではなく、この子はドナーさんや先生方をはじめ、たくさんの方々によって助けられた大切な命なのだ、その重みを感じています。「生きていてくれてありがとう…」当たり前のような平穏な時間が、かけがえのない幸せです。

いし い のぞみ

石井 希 さん

大学在学中の21歳のとき急性骨髄性白血病を発症し、22歳で骨髄バンクを通じて骨髄移植。現在、若い世代に骨髄バンクの役割を広げるユースアンバサダーとして活動。



白血病とわかったのは大学3年生の時でした。副作用に苦しみながら約半年間の抗がん剤治療を終え退院しましたが、4か月後に再発してしまい、再度の抗がん剤治療、そして骨髄バンクを介して骨髄移植を受けました。長期間の入院治療で大学に行けず、同級生から遅れてしまっている焦りや不安から精神的に辛い時期もありました。でも、毎日来てくれる家族の存在に救われ、そして、名前も知ら

ない私のドナーになってくれたドナーさん、ドナーさんを探してくれた骨髄バンクやすべての方々感謝しています。多くの方々を支えられて治療を乗り越えることができ、移植を受けて復学・卒業し、仕事もできるようになりました。第2の人生が始まってからは小さなことにも幸せを感じています。ドナーさんからつないでもらったこの命で、私も「いのちの大切さ」を伝える活動をしていきたいです。

骨髄ドナーへの正しい理解を社会に広めるために、あなたのご寄付が必要です

移植を望むすべての患者さんに、最良のドナーを最適なタイミングでつなぐには、特に移植後の治療成績が良いとされる若い世代のドナー登録者を増やすこと、ドナーへの正しい理解を社会に広める必要があります。そのための普及・啓発活動資金を募っています。骨髄バンクは、患者さんが移植を必要としている限り、なくなることはありません。これからの未来を歩む患者さんと、患者さんを助けようとするドナーとをつなぐ骨髄バンクのために、温かいご寄付をお願いいたします。



皆さまのご寄付によって支えられている活動

▶ ドナー募集活動

全国各地でドナー登録会を開催し、ドナー募集に努めています。写真は、スポーツイベントの会場でのドナー登録会の様子です。



▶ 普及・啓発活動

語りべ講演の実施や、啓発資材の作成・配布などを行っています。写真は、医療関係者に向けた語りべ講演の実施風景です。



▶ 移植・提供までのコーディネート

患者さんの移植とドナーの提供が安全に実施できるよう、関係者間で密に連絡を取り合っています。



日本骨髄バンクへの遺贈寄付について

遺言により財産を特定の人や団体などの第三者に贈ることを「遺贈」といいます。遺言書で財産の全部または一部の受取人(受遺者)を「日本骨髄バンク」としていただくことで、患者さんのいのちをつなぐ活動に役立てることができます。

- 1 事前のご相談** 遺贈寄付をご検討いただくうえで、わからないことや相談したいことがありましたら、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。
- 2 遺言内容の決定
遺言執行者の決定** 遺言の内容と遺贈先となる受遺者などをお決めください。また、遺言を実行する遺言執行者も決めて依頼してください。
※法的な手続きが必要になることが多いため、弁護士、司法書士などの専門家や信託銀行などへの依頼をお勧めしています。
- 3 遺言書の作成** 専門家にご相談のうえ、法的に有効な遺言書を作成ください。公証役場で遺言者が口述のもと、公証人が作成する公正証書遺言の作成をお勧めいたします。
- 4 遺言書の保管** 公正証書遺言は公証役場で保管されます。自筆証書遺言を作成された場合は、法務局での保管をお勧めします。いずれの場合も、遺言書の保管場所をご家族や遺言執行者などへ伝えておきましょう。
- 5 ご逝去/遺言執行者への連絡** 遺言執行者はご逝去の知らせを受けて、遺言の執行を開始します。あらかじめ信頼できる方に、遺言執行者への連絡をお願いしておきましょう。
- 6 遺言書の開示と執行** 遺言執行者が相続人や受遺者に遺言書を開示し、遺言執行の手続きを進めます。いただいたご寄付は、遺言者のご意思に沿って、大切に活用いたします。

 **JMDF** 日本骨髄バンク **まずはご相談・お問い合わせください**
遺贈担当 TEL.0120-377-465 受付時間 平日9:00~17:30

実際にあった遺贈のケース

さまざまな想いを持って、遺贈して下さる方がいらっしゃいます。ここでは、実際にあった遺贈のケースをご紹介します。

ケース1

ご親族を白血病で亡くされた方が、病気で苦しむ患者さんのために、と遺贈先に日本骨髄バンクを選んでくださいました。

ケース2

毎年毎月のご寄付をされていた方が、ご逝去のあとも大切な財産を日本骨髄バンクに寄付してくださいました。

遺贈の方法と遺言書の種類

特定遺贈でのご寄付をお願いしております

遺贈には主に「包括遺贈」と「特定遺贈」があります。包括遺贈は全財産の「全部」または「割合」を示す遺贈で、債務も承継します。特定遺贈は個々の財産を特定する遺贈で、債務は承継しません。原則として日本骨髄バンクは特定遺贈をお願いしております。

公正証書遺言の作成をお勧めします

遺言書には主に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。自筆証書遺言はお一人で作成可能ですが、形式不備により無効になることや、ご自身のお気持ちが十分に反映されないリスクがあることなどから、公正証書遺言での作成をお勧めしております。

遺言書の作成例

日本骨髄バンクでは公正証書遺言の作成をお勧めしておりますが、自筆証書遺言を作成される場合の遺言書例も以下にご用意いたしました。自筆証書遺言の作成は記載のルールなどが厳格に定められており、逸脱すると無効となってしまうため、あらかじめ専門家に相談することをお勧めします。

< 配偶者と実子に加えて日本骨髄バンクへ財産をお譲りいただく場合の例 >

遺言書

遺言者 ●●■■は、次のとおり遺言する。

第1条
私は、私が有する全財産を後記遺言執行者に託し、換価換金処分し、同金額から私の債務、本遺言の執行にかかる費用、遺言執行者の報酬その他一切の費用を控除した残金から金500万円を公益財団法人 日本骨髄バンク(所在:東京都千代田区神田錦町三丁目19番地)に贈与し、その余の財産を配偶者●●●●●及び遺言者の子●●●●●(平成 年 月 日生)にそれぞれ2分の1ずつの割合で相続させる。

第2条
私は、本遺言の財産に関する遺言執行者として、■■■■を指定する。

第3条
遺言執行者に対する報酬は、遺言執行対象財産の相続税評価額に●%を乗じた額とする。

(日付) ●●●●年●●月●●日
(氏名) ●●■■印

全文、日付および氏名の自書と捺印が自筆証書遺言の要件です。

2 日本骨髄バンクでは、特定遺贈(財産を特定する形で記載)をお願いしております。包括遺贈(一切の財産、または○分の1などの割合で記載)をご希望の場合は、ご相談ください。

4 遺言執行報酬は、遺言執行者と合意した金額や料率を記載します。

5 遺言書を書いた日付と氏名を記載してください。押印は実印である必要はありませんが、スタンプ印は避けましょう。

1 換価型遺言(清算型遺贈)の文例です。財産種類ごとに遺贈先を指定する書き方もあります。

3 信頼できる弁護士、司法書士、行政書士、信託銀行などを遺言執行者にご指定ください。

※この遺言書文例は、利用者の方が遺言書を作成する際の参考資料としてお示しするものであり、本文例に署名されましても、自筆証書遺言としての効力はありません。また、当法人はこの遺言書文例の正確性、完全性、有用性などにつき、保証いたしかねます。